

一般社団法人神奈川県タクシー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県タクシー協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、一般乗用旅客自動車運送事業の公益性に鑑み民主的な運営を基調として、経営の合理化と改善により事業の健全なる発展に寄与し、併せて事業者の親睦協調と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の調査・研究・統計
- (2) 会員の業務改善の指導
- (3) 営業用乗用自動車を利用する者に対する知識の普及
- (4) 輸送の安全業務の改善を図るための運動
- (5) 運送秩序の確立維持
- (6) 会員相互間の連絡協調
- (7) 前各号の目的達成のための研究会、講演会、講習会の開催及び刊行物の発行
- (8) 本会としての意見の公表又は国会及び行政庁に対する申出
- (9) 官庁又は各種団体の主催する交通に関する行事への協力
- (10) 会員の業務に必要な物資の購入の斡旋、共同施設及び共同設備の設置
- (11) 会員の業務資金の融通斡旋
- (12) 会員が法規により提出する報告書等の取りまとめ
- (13) 会員が行政庁に提出する諸願届出書に関する指導斡旋
- (14) 行政庁の会員に対する示達事項の伝達、その他行政庁の行う法規施行上の措置に対する協力
- (15) 会員の福利厚生に寄与する事業
- (16) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、神奈川県内において一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、本会の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会等)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

3 会員は、住所及び氏名又は名称並びに代表者に変更を生じたときは、14日以内にその旨を会長に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金、会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を履行しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 会費又は総会で決議された諸負担金の納入を6箇月以上怠ったとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 当該会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後2箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、総会の日から7日前までに会員に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使できる旨を定めた場合は、総会の日から14日前までに前項に規定する事項を会員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使等)

第19条 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

(1) 総会が開催された日時及び場所

(2) 総会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 総会に出席した理事又は監事の氏名

(4) 総会の議長の氏名

(5) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

(6) その他法令で定める事項

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 30名以上38名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。また、1名を専務理事、1名を常務理事、12名以内を常任理事とすることができる。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、理事のうち2名以内及び監事のうち1名を会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の常務を分担処理する。

6 常任理事は、常任理事会を通じ会務の執行にあたる。

7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、その選任時に存在する理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。

(役員責任免除等)

第28条 本会は、法人法第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員との間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(相談役及び顧問)

第29条 本会に、相談役及び顧問若干名を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、理事会の決議を経て、学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 相談役及び顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 相談役及び顧問の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 相談役及び顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会には理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 法人法第100条に規定する場合において、必要があると認めるときは、監事は、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 5 会長は、前2項の規定による請求があったときは、その日から14日以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
 - (2) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 理事会に出席した理事の氏名
 - (4) 理事会の議長の氏名
 - (5) その他法令で定める事項
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 常任理事会

(構成及び権限)

第36条 本会に、任意の機関として、常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成し、次の

事項を審議する。

- (1) 会務執行に関する事項
 - (2) 理事会に付議すべき事項
 - (3) その他会長が必要と認めた事項
- 3 常任理事会の議事の運営の細則は、理事会において別に定める。

(招集及び開催)

第37条 常任理事会は、会長が必要と認めたときに随時招集し、開催する。

第8章 委員会

(設置等)

第38条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第42条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。ただし、重要な使用人の選解任については、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、神奈川県において発行する神奈川新聞に掲載する方法による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本協会の最初の会長は伊藤宏、副会長は岡昌憲、鳥海衡一、関進、専務理事は会田辰三郎、常任理事は太田宏、杉山文男、関光一、藤井嘉一郎、小川正勝、山本弘、漆原孝とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は、平成30年5月28日から施行する。